

# 人事委員会年報

平成25年度

鳥取県人事委員会

# 目 次

## 第1部 人事委員会の組織と運営

### 第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置	1
二 人事委員会の構成及び運営	1
三 人事委員会の権限	1
四 人事委員会の開催状況	2
五 人事委員会規則の制定・改廃	7
六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出	8

### 第2章 事務局

一 組織	9
二 事務分掌	9

## 第2部 人事委員会の業務

### 第1章 職員の任用

一 任用制度の概説	10
1 任用の意義、種類	10
2 任用の根本基準	10
3 任用の方法	10
二 採用試験等の状況	10
1 採用試験	10
2 昇任試験	18
3 選考による任用	18
三 育休任期付職員制度	19
四 任期付職員制度	20
五 任期付研究員制度	20
六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）	21
七 公益的法人等への職員派遣制度	21
八 臨時的任用	21

### 第2章 職員の給与

一 職員給与の実態	22
二 民間給与の実態	23
三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告	26
四 平成25年度支払監理の実施状況	32

### 第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概説	33
二 勤務時間、休日及び休暇	33
三 職務に専念する義務の特例	34
四 県費負担教職員の特別休暇の特例	34

## 第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概説	35
二 厚生福利及び公務災害補償制度	35
三 勤務条件に関する措置要求	35
1 措置要求の意義	35
2 措置要求事案の取扱状況	35
四 不利益処分に関する不服申立て	36
1 不服申立ての意義	36
2 不服申立事案の取扱状況	36
五 職員からの苦情処理	36
1 苦情処理の意義	36
2 苦情申出事案の取扱状況	36

## 第5章 職員団体

一 概説	37
二 職員団体の登録	37
1 登録の意義及び効果	37
2 登録職員団体	37
3 平成25年度の職員団体登録申請取扱件数	38
三 管理職員等の範囲の指定	38

## 第6章 労働基準監督

一 概説	39
二 労働基準監督の職権行使の区分	39
1 人事委員会が職権を行使する機関	39
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	40
三 労働基準監督の職権の内容	40
1 労働基準法に基づく職権	40
2 労働安全衛生法に基づく職権	40
四 平成25年度の取組状況	41
1 労働基準監督事項の取扱状況	41
2 その他	42
五 平成25年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	43

## 第7章 公平委員会の事務の受託

一 概説	44
二 受託団体	44
1 町村	44
2 一部事務組合	45
3 広域連合	45
三 受託事務の内容	45
四 受託事務の取扱状況	46
1 措置要求事案の取扱状況	46
2 不服申立事案の取扱状況	46
3 苦情申出事案の取扱状況	46
4 職員団体の登録状況	46
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	47
6 管理職員等の範囲の指定の状況	47

人事委員会委員・事務局職員名簿	48
-----------------	----

# 第1部 人事委員会の組織と運営

## 第1章 人事委員会

### 一 人事委員会の設置

昭和26年6月12日（地方公務員法第7条第1項、鳥取県人事委員会設置条例）

### 二 人事委員会の構成及び運営

#### （1）構成

3人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第9条の2第1項）

#### （2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第9条の2第2項）

#### （3）委員の任期

4年（地方公務員法第9条の2第10項）

#### （4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第10条）

#### （5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第11条）

### 三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・職員に関する条例の設定・改廃についての議会への意見の申し出
- ・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・勤務成績の評定、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告
- ・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・給与の支払いの監理
- ・競争試験又は選考の実施
- ・臨時的任用の承認
- ・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
- ・労働基準監督機関としての職権の行使
- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
- ・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・職員の苦情処理

#### 四 人事委員会の開催状況

回	年 月 日	議 事
1	平成25. 4. 16	議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について 議案第2号 平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第4号 人事委員会規則の一部改正について 議案第5号 平成25年職種別民間給与実態調査の実施について
2	平成25. 5. 10	議案第1号 人事委員会告示の一部改正について 議案第2号 人事委員会通知の訂正について 報告第1号 2013年度賃金労働条件に関わる要求書について
3	平成25. 5. 22	議案第1号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第3号 職員の昇任選考について 議案第4号 「2013年度賃金労働条件に関わる要求書」に対する回答について
4	平成25. 6. 5	議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について 議案第2号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について 議案第3号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について 議案第4号 平成25年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の実施について 議案第5号 選考により採用することができる職に係る承認について

回	年 月 日	議 事
5	平成25. 6. 11	議案第1号 条例廃止に対する本委員会の意見について 議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第3号 労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について
6	平成25. 7. 2	議案第1号 職員の昇任選考について
7	平成25. 7. 16	議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第4号 職員の昇任選考について 議案第5号 人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について（警察組織改正関係） 議案第6号 人事委員会規則の一部改正について（公平委員会受託事務関係） 議案第7号 解雇予告の除外認定について 議案第8号 職員の職務に専念する義務の免除について（デフリンピック関係） 議案第9号 職員の職務に専念する義務の免除について（フィンスイミング世界選手権大会関係） 報告第1号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の採用候補者について 報告第2号 任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について
8	平成25. 8. 19	議案第1号 人事委員会規則の一部改正について 議案第2号 解雇予告の除外認定について 議案第3号 解雇予告の除外認定について 報告第1号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について
9	平成25. 8. 27	議案第1号 平成23年（不）第2号事案及び第3号事案に係る再審請求について 議案第2号 人事委員会規則及び人事委員会通知の一部改正について 報告第1号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

回	年 月 日	議 事
10	平成25. 9. 6	議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について 報告第1号 2013年度給与勧告等に関する要求書について
11	平成25. 9. 11	議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：畜産・建築・機械））の実施について
12	平成25. 9. 20	議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第2号 人事委員会規則の一部改正について 報告第1号 任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について
13	平成25. 9. 25	議案第1号 宿日直手当に関する規則第2条第1号の規定による承認について 議案第2号 解雇予告の除外認定について 議案第3号 2013年度給与勧告等に関する要求書に対する回答について
14	平成25. 10. 2	議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：電気））の実施について
15	平成25. 10. 3	議案第1号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について
16	平成25. 10. 7	議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の第1次試験合格者の決定について 議案第4号 平成25年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定について 議案第5号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第6号 職員団体の登録について

回	年 月 日	議 事
17	平成25. 10. 18	議案第 1 号 職員の昇任選考について
18	平成25. 11. 14	議案第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第 2 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について 議案第 3 号 不服申立ての受理及び審査員の指名について
19	平成25. 11. 29	議案第 1 号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第 2 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：畜産・建築・機械・電気））の第 1 次試験合格者の決定について 議案第 3 号 選考により採用することができる職に係る承認について 報告第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 B）の採用候補者の決定について 報告第 2 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者の決定について 報告第 3 号 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 報告第 4 号 地方公務員法の一部を改正する法律の公布について
20	平成25. 12. 20	議案第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の実施について 議案第 2 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度（追加募集：警察事務））の実施について 報告第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（2 回目））の採用候補者の決定について
21	平成26. 1. 9	議案第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：畜産・建築・機械・電気））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第 2 号 選考により採用することができる職に係る承認について
22	平成26. 1. 17	議案第 1 号 平成 2 6 年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画及び見直しについて 議案第 2 号 平成 2 4 年（措）第 1 号事案の判定について
23	平成26. 2. 6	議案第 1 号 平成 2 6 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（1 回目））の実施について 報告第 1 号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

回	年 月 日	議 事
24	平成26. 2. 18	<p>議案第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の第 1 次試験合格者の決定について</p> <p>議案第 2 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度（追加募集：警察事務））の第 1 次試験合格者の決定について</p> <p>議案第 3 号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>議案第 4 号 人事委員会告示の一部改正について</p>
25	平成26. 2. 27	<p>議案第 1 号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第 2 号 職員団体の登録について</p>
26	平成26. 3. 6	<p>議案第 1 号 職員の採用選考について</p> <p>議案第 2 号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第 3 号 人事委員会規則及び通知の一部改正について</p> <p>議案第 4 号 現業職員の一般行政職への転任の承認について</p>
27	平成26. 3. 17	<p>議案第 1 号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第 2 号 職員の採用選考について</p> <p>議案第 3 号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第 4 号 人事委員会規則等の改廃について（給与勧告関係）</p> <p>議案第 5 号 人事委員会通知の一部改正について（勤務時間関係）</p> <p>議案第 6 号 人事委員会通知の廃止について（臨時的任用職員関係）</p>
28	平成26. 3. 28	<p>議案第 1 号 解雇予告の除外認定について</p> <p>議案第 2 号 解雇予告の除外認定について</p> <p>議案第 3 号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第 4 号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係等）</p> <p>議案第 5 号 人事委員会規則等の一部改正について（通勤手当関係）</p> <p>議案第 6 号 人事委員会規則の一部改正について（旅費の調整基準関係）</p> <p>議案第 7 号 人事委員会規則の一部改正について（準へき地学校廃止関係）</p> <p>報告第 1 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の採用候補者の決定について</p> <p>報告第 2 号 平成 2 5 年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度（追加募集：警察事務））の採用候補者の決定について</p> <p>報告第 3 号 平成 2 5 年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の結果について</p> <p>報告第 4 号 平成 2 4 年度支払監理における口頭指摘に対する警察本部の対応について</p>

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
平成25. 4. 23	14	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	若桜町及び三朝町の行政組織の改正に伴う改正
平成25. 7. 19	15	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成25. 7. 19	16	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	琴浦町の行政組織の改正に伴う改正
平成25. 7. 19	17	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成25. 8. 23	18	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	再審の手続等について定めた規定に誤りが発見されたことに伴う改正
平成25. 8. 30	19	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	講演・講義・審査等に関する職務専念義務の免除に係る運用について限定・明確化するための事項を規定
平成25. 8. 30	20	県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	講演・講義・審査等に関する職務専念義務の免除に係る運用について限定・明確化するための事項を規定
平成25. 9. 27	21	地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	地方独立行政法人法の一部改正に伴う改正
平成25. 9. 27	22	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	公共交通機関等利用の場合の通勤手当における支給単位期間の特例事由として定める事項を具体的に規定
平成26. 2. 21	1	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	南部町の給与条例及び行政組織の改正に伴う改正
平成26. 3. 14	2	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成26. 3. 24	3	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴い支給額の端数計算等を規定
平成26. 3. 24	4	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正による給料月額調整に伴い必要な事項を規定
平成26. 3. 24	5	職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則を廃止する規則	職員の給与に関する条例の一部改正による給料月額調整に伴い不要となった規則の廃止

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
平成26. 3. 31	6	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成26. 3. 31	7	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成26. 3. 31	8	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成26. 3. 31	9	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	異動期の通勤手当の返納、定期券の払戻しの手間を軽減するため、公共交通機関利用の場合の通勤手当の支給単位期間等に関する規定を改正
平成26. 3. 31	10	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成26. 3. 31	11	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成26. 3. 31	12	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	委託団体の行政組織の改正に伴う改正
平成26. 3. 31	13	職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	自宅等を帰着地又は出発地とする場合にも減額調整の対象であることを明確にする改正
平成26. 3. 31	14	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	古布庄小学校の廃止に伴う所要の改正
平成26. 3. 31	15	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

## 六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

地方公務員法第5条第2項の規定により、平成25年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照 会 年 月 日	条 例 案 名	意見の申し出の概要
回 答 年 月 日		
平成25年 6月 6日	・鳥取県職員の共済制度に関する条例の廃止について	異議なし
平成25年 6月11日		
平成25年11月26日	・職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について ・職員の給与に関する条例等の一部改正について	異議なし
平成25年11月29日		
平成26年 2月18日	・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	異議なし
平成26年 2月27日		

## 第2章 事務局

### 一 組織（平成26年4月1日現在）

職員定数 11人 現員 11人

事務局長 ————— 次長（兼任用課長） ———— (任用課長)  
 給与課長

### 二 事務分掌

課名	事務分掌
任用課	1 任用及び服務制度に関する事。 2 職階制に関する事。 3 職員の研修及び勤務評定制度に関する事。 4 人事記録に関する事。 5 職員の分限及び懲戒に関する事。 6 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 7 不利益処分に関する不服申立てに関する事。 8 職員からの苦情処理に関する事。 9 職員の厚生福利制度に関する事。 10 公平委員会の受託事務に関する事。 11 人事委員会の会議に関する事。 12 事務局の人事、予算、決算、経理に関する事。 13 事務局の庶務に関する事。
給与課	1 給与制度に関する事。 2 給与の支払監理に関する事。 3 給与に関する報告並びに勧告及び意見に関する事。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関する事。 5 旅費に関する事。 6 職員の勤務時間及び休暇に関する事。 7 職員団体に関する事。 8 労働基準監督機関の職権の行使に関する事。

## 第2部 人事委員会の業務

### 第1章 職員の任用

#### 一 任用制度の概説

##### 1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある。(地方公務員法第17条第1項)

##### 2 任用の根本基準

- ① 全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。(地方公務員法第13条)
- ② 任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。(地方公務員法第15条)

##### 3 任用の方法

競争試験及び選考の2種類がある。(地方公務員法第17条第3項)

#### 二 採用試験等の状況

##### 1 採用試験

###### (1) 平成25年度の特徴

- 大学卒業程度の事務(総合分野コース)及び民間企業等経験者対象の事務について、専門試験の代わりにエントリーシートを導入した。
- 高校卒業程度・土木の募集を再開した。(前回:平成19年度)
- 身体障がい者対象における作文試験の実施及び評価を、第2次試験から第1次試験に変更した。
- 警察官Aの実施回数を、年1回(5月)から年2回(5月・9月)に変更した。
- 警察官・警察事務の論(作)文試験の実施を第1次試験から第2次試験に変更し、適性検査(一部)の実施を第2次試験から第1次試験に変更した。(評価は第2次試験で行う。)
- 身体障がい対象・警察事務を5年ぶりに実施。(前回:平成20年度)  
受験対象者の障がい等級を1級～4級から1級～6級に拡大した。

(2) 平成25年度の採用試験実施状況

① 実施概要

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第1次試験	第2次試験
県 職 員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) (総合分野コース) 社会福祉 (福祉コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース) 保健師 農業 林業 土木 獣医師	<u>薬剤師、保健師</u> 35歳以下  <u>獣医師</u> 50歳以下  <u>その他の職種</u> 22歳以上35歳以下 (飛)	<u>事務(総合分野コース)以外</u> 教養試験(択一式) 専門試験 (択一式又は 択一式及び口述式) 論文試験 適性検査  <u>事務(総合分野コース)</u> 教養試験(択一式) エントリーシート 論文試験 適性検査	人物試験
	<u>追加募集</u> 畜産 建築 機械 電気	22歳以上35歳以下 (飛)	教養試験(択一式) 専門試験 (択一式) 論文試験 適性検査	人物試験
県 職 員 (民間企業等 経験者対象)	事務 土木	59歳以下	<u>事務</u> 基礎能力試験(択一式) エントリーシート 論文試験 適性検査	<u>事務</u> 人物試験
			<u>土木</u> 基礎能力試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	<u>土木</u> 人物試験 専門試験 (口述式)

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第 1 次試験	第 2 次試験
県 職 員 (短卒程度)	保育士 公立学校栄養職員	35歳以下	教養試験 (択一式) 専門試験 (択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
県 職 員 (高卒程度)	一般事務 土木 警察事務	<u>警察事務以外</u> 18歳以上21歳以下	<u>警察事務以外</u> 教養試験 (択一式) 専門試験 (択一式) 作文試験 適性検査 ※専門試験は土木のみ	<u>警察事務以外</u> 人物試験
		<u>警察事務</u> 18歳以上23歳以下	<u>警察事務</u> 教養試験 (択一式) 適性検査	<u>警察事務</u> 人物試験 作文試験 身体検査
	<u>追加募集</u> 警察事務	18歳以上23歳以下	教養試験 (択一式) 適性検査	人物試験 作文試験 身体検査
県 職 員 (身体障がい者対象)	一般事務	18歳以上35歳以下	教養試験 (択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
	<u>追加募集</u> 警察事務	18歳以上35歳以下	教養試験 (択一式) 適性検査	人物試験 作文試験 身体検査
警 察 官 (警察官A)	<u>1回目</u> 男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道	33歳以下	教養試験 (択一式) 適性検査	人物試験 論文試験 適性検査 身体検査 体力検査 実 技 ※実技は武道 のみ
	<u>2回目</u> 男性 女性			
警 察 官 (警察官B)	男性 女性	18歳以上33歳以下	教養試験 (択一式) 適性検査	人物試験 作文試験 適性検査 身体検査 体力検査

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。  
 ※(飛)は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。  
 ※第1次試験で実施した論(作)文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。  
 (身体障がい者対象・一般事務の作文試験は、第1次試験で評価。)

② 実施日程

試験の種類	職種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
県職員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) (総合分野コース) 社会福祉 (福祉コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース) 保健師 農業 林業 土木 獣医師	5月10日 ～27日	6月30日	7月17日	8月5日 ～23日 (土日除く)	9月9日
	<u>追加募集</u> 畜産 建築 機械 電気	10月4日 ～21日	11月10日	12月2日	12月18日 ～20日	1月10日
県職員 (民間企業等 経験者対象)	事務 土木	5月10日 ～27日	6月30日	7月17日	8月3日 ～4日	9月9日
県職員 (短卒程度)	保育士 公立学校栄養職員	8月2日 ～19日	9月29日	10月9日	10月29日 ～31日	11月15日
県職員 (高卒程度)	一般事務 土木 警察事務	8月2日 ～19日	9月29日	10月9日	<u>警察事務以外</u> 10月29日 ～31日 <u>警察事務</u> 11月1日	<u>警察事務以外</u> 11月15日 <u>警察事務</u> 11月29日
	<u>追加募集</u> 警察事務	1月6日 ～22日	2月9日	2月19日	3月7日	3月19日
県職員 (身体障がい者対象)	一般事務	8月2日 ～19日	9月22日	10月9日	10月28日	11月15日
	<u>追加募集</u> 警察事務	1月6日 ～22日	2月9日	2月19日	3月7日	3月19日

試験の種類	試験区分	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 男性:武道/柔道 男性:武道/剣道	4月5日 ～22日	5月12日	5月23日	6月17日 ～19日	7月16日
	2回目 男性 女性	8月2日 ～19日	9月22日	10月9日	11月14日 ～15日	12月6日
警察官 (警察官B)	男性 女性	8月2日 ～19日	9月22日	10月9日	11月5日 ～6日	11月29日

③実施結果 ※採用予定者数は、採用候補者発表時点のもの。  
 (ア)県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務 (一般コース)	13名程度	11名程度	218	133	351	163	94	257	8	3	11	23.4	9
事務 (環境コース)	1名程度	1名程度	2	4	6	2	1	3	1	0	1	3.0	1
事務 (総合分野コース)	5名程度	4名程度	117	49	166	81	37	118	1	3	4	29.5	4
社会福祉 (福祉コース)	1名程度	2名程度	9	11	20	9	10	19	1	1	2	9.5	2
総合化学 (一般コース)	1名程度	2名程度	21	7	28	15	4	19	1	1	2	9.5	2
総合化学 (食品化学コース)	1名程度	2名程度	6	8	14	4	7	11	1	1	2	5.5	2
薬剤師 (公衆衛生コース)	1名程度	2名程度	4	3	7	2	3	5	1	1	2	2.5	2
薬剤師 (調剤コース)	4名程度	2名程度	3	1	4	3	1	4	1	1	2	2.0	2
保健師	1名程度	3名程度	2	8	10	2	6	8	1	2	3	2.7	2
農業	3名程度	3名程度	18	12	30	16	9	25	3	0	3	8.3	3
林業	1名程度	1名程度	6	4	10	4	1	5	1	0	1	5.0	1
土木	6名程度	7名程度	39	4	43	28	3	31	6	1	7	4.4	6
獣医師	5名程度	3名程度	0	4	4	0	4	4	0	3	3	1.3	3
計	43名程度	43名程度	445	248	693	329	180	509	26	17	43	11.8	39
畜産 (追加募集)	2名程度	3名程度	14	5	19	9	4	13	1	2	3	4.3	3
建築 (追加募集)	1名程度	3名程度	16	3	19	13	3	16	1	2	3	5.3	3
機械 (追加募集)	1名程度	1名程度	8	1	9	4	1	5	1	0	1	5.0	1
電気 (追加募集)	1名程度	1名程度	23	1	24	17	1	18	1	0	1	18.0	1
計	5名程度	8名程度	61	10	71	43	9	52	4	4	8	6.5	8
合計	48名程度	51名程度	506	258	764	372	189	561	30	21	51	11.0	47

## (イ) 県職員採用試験(民間企業等経験者対象)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務	4名程度	4名程度	263	68	331	171	47	218	3	1	4	54.5	2
土木	1名程度	1名程度	23	1	24	16	0	16	1	0	1	16.0	1
計	5名程度	5名程度	286	69	355	187	47	234	4	1	5	46.8	3

## (ウ) 県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
保育士	2名程度	4名程度	5	21	26	5	14	19	1	3	4	4.8	2
公立学校 栄養職員	4名程度	4名程度	3	46	49	3	41	44	0	4	4	11.0	3
計	6名程度	8名程度	8	67	75	8	55	63	1	7	8	7.9	5

## (エ) 県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務	3名程度	4名程度	42	18	60	36	15	51	3	1	4	12.8	4
土木	2名程度	1名程度	3	0	3	2	0	2	1	0	1	2.0	1
警察事務	2名程度	4名程度	46	47	93	31	33	64	3	1	4	16.0	2
警察事務 (追加募集)	3名程度	4名程度	62	46	108	47	36	83	1	3	4	20.8	3
計	10名程度	13名程度	153	111	264	116	84	200	8	5	13	15.4	10
<small>身体障がい者対象</small> 一般事務	3名程度	3名程度	8	5	13	8	5	13	3	0	3	4.3	3
<small>身体障がい者対象</small> 警察事務 (追加募集)	1名程度	1名程度	5	3	8	4	3	7	1	0	1	7.0	1
計	4名程度	4名程度	13	8	21	12	8	20	4	0	4	5.0	4
合計	14名程度	17名程度	166	119	285	128	92	220	12	5	17	12.9	14

## (才)警察官採用試験(警察官A)

試験区分	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
男性	27名程度	33名程度	199	170	33	5.2	20
女性	4名程度	5名程度	29	26	5	5.2	2
男性 (武道/柔道)	2名程度	1名程度	2	2	1	2.0	1
男性 (武道/剣道)	2名程度	2名程度	7	7	2	3.5	2
男性 (2回目)	5名程度	11名程度	65	50	11	4.5	9
女性 (2回目)	1名程度	0名程度	6	3	0	—	0
計	41名程度	52名程度	308	258	52	5.0	34

## (力)警察官採用試験(警察官B)

試験区分	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
男性	20名程度	26名程度	120	107	26	4.1	23
女性	3名程度	5名程度	24	20	5	4.0	4
計	23名程度	31名程度	144	127	31	4.1	27

## 2 昇任試験

### (1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和41年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

### (2) 平成25年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警部)	105	104	10	10.4
係長(警部補)	93	93	37	2.5
主任(巡查部長)	135	134	49	2.7
計	333	331	96	

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

## 3 選考による任用

### (1) 選考により採用・昇任させる職

選考により採用・昇任させる職については、平成14年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第3項ただし書きによる承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成18年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難しい場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種とし直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせて整理を行った。

平成24年度には、他の地方公共団体から派遣される者(市町村職員等)、民間企業等経験者及び身体障がい者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加した。

平成25年度には、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職」を新設し、警察官経験者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加した。

なお、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」については、平成19年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成20年度に「診療情報管理士」の職を、平成22年度に「生態系環境技術」の職を、平成23年度に「原子力技術」の職を、平成25年度に「水産種苗生産技術」の職を追加し、平成21年度には「文化財主事」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

#### ① 人事委員会があらかじめ承認した職(採用、昇任共通。一部採用のみ)

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員(採用のみ)、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員(採用のみ)、一般職非常勤職員(採用のみ)、他の地方公共団体から派遣される職員・民間企業等経験者・身体障がい者をもって補充しようとする職(採用のみ) ほか

#### ② 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職(採用のみ)

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職

#### ③ 競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職(採用のみ)

保育士の職、薬剤師の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職

#### ④ 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職(採用のみ)

かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

#### ⑤ 単純な労務に従事する職員の職(採用、昇任共通)

#### ⑥ 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職(昇任のみ)

(2) 選考による採用・昇任の状況（平成25年度中の選考の実施状況）

① 選考による採用

(単位：人)

任命権者	行政職職員		教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	15	20	3	—	1	10	—	49
教育委員会	—	9	27	—	2	—	1	39
警察本部	—	5	—	22	1	—	—	28
企業局	—	—	—	—	—	—	—	—
病院局	—	3	—	—	—	86	—	89
県議会	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	15	37	30	22	4	96	1	205

② 選考による昇任

(単位：人)

任命権者	行政職 職員	教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
知事	170	—	—	6	4	2	182
教育委員会	17	1	—	1	—	—	19
警察本部	9	—	13	1	—	—	23
企業局	1	—	—	—	—	—	1
病院局	4	—	—	—	55	—	59
県議会	1	—	—	—	—	—	1
その他	2	—	—	—	—	—	2
計	204	1	13	8	59	2	287

### 三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条第3項ただし書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（3年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）

平成19年度の制度導入にあわせ、地公法第17条第3項ただし書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一つとした。

#### 四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度に設けられたものである。

平成16年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

##### 1 職種及び対象

###### (1) 特定任期付職員（任期：5年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

###### (2) 一般任期付職員（任期：5年以内）

- ①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- ③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

###### (3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

- ①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
- ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

###### (4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

##### 2 平成25年度採用に係る承認実績

なし

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第3項

#### 五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成13年度に設けられたものである。

##### 1 対象

###### (1) 招へい型研究員（任期：原則5年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

###### (2) 若手育成型研究員（任期：原則3年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の養育に資する研究業務に従事させる場合

- 2 平成25年度採用に係る承認実績  
なし

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」第3条第2項

#### 六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和62年度に条例化された制度である。

平成25年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

24年度末 派遣人数	25年度中実績		25年度末 派遣人数
	派遣	復帰	
1	1	—	1

※報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」第9条第2項

#### 七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成13年度に条例化された制度である。

平成21年度以降は、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（県職員の身分を有したまま派遣）のみとされた。

平成25年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

24年度末 派遣人数	左のうち24年度 中派遣期間終了 人数	25年度中実績		25年度末 派遣人数
		派遣	復帰等	
40	16	16	17	43

※報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第9条

#### 八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

平成25年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

任命権者	採用	期間更新	計
知事	48	15	63
教育委員会	491	461	952
警察本部	5	1	6
計	544	478	1,022

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

## 第2章 職員の給与

### 一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、平成25年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

#### (1) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

(平成25年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,192	42.8	20.9	70.7	6.5	22.7	0.0	67.0	33.0
公安職給料表	1,215	37.9	17.0	55.4	2.9	41.6	0.2	93.0	7.0
教育職給料表(1)	1,744	44.5	21.9	95.2	2.1	2.7	—	59.3	40.7
教育職給料表(2)	3,704	45.6	23.0	99.2	0.8	—	—	48.6	51.4
研究職給料表	156	41.5	18.2	99.4	—	0.6	—	89.1	10.9
医療職給料表(1)	18	45.1	21.2	100.0	—	—	—	66.7	33.3
医療職給料表(2)	113	39.6	16.5	77.0	22.1	0.9	—	50.4	49.6
医療職給料表(3)	52	38.0	14.1	9.6	90.4	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	38	39.2	18.4	23.7	44.7	31.6	—	100.0	0.0
全給料表	10,232	43.5	21.2	83.3	3.9	12.6	0.0	62.1	37.9

#### (2) 平均給与月額

(平成25年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	308,346 円	341,407 円
扶養手当	9,732	9,381
住居手当	5,534	4,679
地域手当	665	368
その他の手当	8,889	9,807
合計	333,166	365,642

(注) 給料には、給与構造改革における経過措置額の廃止と給料表構造の是正に伴う経過措置額及び教職調整額を含む。

## 二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所213事業所のうち、無作為に抽出した147事業所（うち12事業所は調査不能等により集計対象外）である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

### (1) 産業別、事業所規模別調査事業所数

産業 \ 規模	規模計	3,000人以上	1,000人～2,999人	500人～999人	100人～499人	50人～99人
農業・林業	事業所—	事業所—	事業所—	事業所—	事業所—	事業所—
漁業	1	—	—	—	1	—
鉱業、建設業	10	3	—	—	2	5
製造業	57	2	1	5	36	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	29	9	1	3	12	4
卸売・小売業	12	2	—	—	7	3
金融・保険業、不動産業	5	—	1	1	3	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	21	—	1	3	11	6
合計	135	16	4	12	72	31

## (2) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給 する給与(A)		(A) - (B)
				うち時間外 手当 (B)	
支 店 長	9 人	50.1 歳	円 574,460	円 0	円 574,460
工 場 長	5	50.1	623,950	0	623,950
事 務 部 長	79	52.2	526,452	203	526,249
技 術 部 長	53	51.9	550,069	1,822	548,247
事 務 部 次 長	61	51.2	465,399	58	465,341
技 術 部 次 長	11	52.1	518,679	0	518,679
事 務 課 長	159	47.8	472,642	4,446	468,196
技 術 課 長	112	48.8	524,421	3,994	520,427
事 務 課 長 代 理	120	46.1	414,781	40,043	374,738
技 術 課 長 代 理	30	47.2	453,065	38,900	414,165
事 務 係 長	305	43.2	344,743	34,104	310,639
技 術 係 長	173	44.4	410,112	49,807	360,305
事 務 主 任	234	42.2	299,967	28,145	271,822
技 術 主 任	204	41.6	351,830	60,253	291,577
事 務 係 員	1,048	37.5	261,598	26,551	235,047
技 術 係 員	815	35.0	316,280	54,072	262,208

(注) 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	181,810 円
	短 大 卒	159,621 円
	高 校 卒	151,689 円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(4) 家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,513 円
配 偶 者 と 子 1 人	16,624 円
配 偶 者 と 子 2 人	21,289 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(5) 特別給の支給状況

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.08 <sup>月分</sup>	2.21 <sup>月分</sup>	1.91 <sup>月分</sup>	1.97 <sup>月分</sup>
上 半 期	1.81	2.01	1.70	0.84
年 間 の 計	3.89	4.22	3.61	2.81

- 1 下半期は平成24年8月から平成25年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
- 2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

### 三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、平成25年10月3日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

#### I 報告の概要

##### 第1 職員の給与に関する報告

###### ◎職員の給与に関する勧告に当たっての考え方

###### 1 公民較差解消に係る給与改定と給料表の改定について

###### (1) 考え方

###### ① 月例給について

・平成25年の公民較差 $\Delta 0.46\%$ は、民間給与は昨年より僅かに上昇している一方で、県職員の平均年齢の上昇等により、給与の引下げ効果が十分に現れていないため生じているものである。

・年齢層別の公民の給与差は、20歳台ではほぼ差がないものの、その後は県職員が民間を上回り続け、50歳台ではその差が拡大するとともに、特にその後半では顕著になっているため、県職員の平均年齢の上昇等に伴い、今後とも一層較差が生じやすい給与体系となっている。

・初任層職員の給与水準は、国や他の地方公共団体と比べると低くなっており、民間と比較しても、他の年齢層に比べ相対的に低くなっている。

・このため、この公民較差が生じやすい給料表を構造的に改める必要があるとともに、初任層の給与の引上げを図る必要もあり、平成25年は、初任層を優遇しながら高齢層を抑制している現行の国最新俸給表に準じて确实かつ優先的に改定（切替え）することが急務であると判断した。

・この実施に伴い $\Delta 0.46\%$ の公民較差は解消改定を見送ること（据置き）とした。その理由は、

○民間給与は昨年より僅かに上昇していること

○給料表の改定（切替え）に伴い、高位号給では公民較差 $\Delta 0.46\%$ に相当する給与の引下げ改定になること及び職員の負担を軽減する必要があること

○優秀な人材の確保、公務に精励している職員の士気の確保

○国及び他の地方公共団体の職員の給与

などを総合的に勘案した。

・この改定（切替え）により、初任層の給与は全国並になる。

###### ② 特別給について

・民間事業所で支払われた賞与等の特別給が昨年よりも上回り、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数とほぼ均衡していることなどを総合的に判断した結果、本年は特別給を据え置くことが適当であると判断した。

###### ③ 給与減額支給措置について

・国は平成24年から給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置を行っており、また、他県等においては、国に準じた給与減額支給措置を行っている中、平成25年の給与改定に当たり本県でこの点を考慮するか検討した結果、国等の当該措置は公民較差

の解消を目的としない、暫定的な特例措置であることなどを勘案し、特段の考慮はしないこととした。

## (2) 給料表等

- ・教育職給料表、研究職給料表、海事職給料表を除く全給料表の全号給について、現行の国俸給表に準じた改定を行う。教育職給料表、研究職給料表、海事職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、所要の改定を行う。
- ・再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行うとともに、平成24年4月実施の給与構造改革における経過措置額の廃止に伴う経過措置額及び管理職手当についても、上記給料表の改定を踏まえた、必要な措置を講じる。

## (3) 特別給（ボーナス）

- ・据置き。（現行 3.90月分）

## (4) 実施時期

- ・平成26年4月1日から実施する。

## 2 高齢層職員の給与の在り方について

### (1) 給与改定の考え方

- ・高齢層を抑制している現行の国俸給表に準じた給料表への改定をしても、なお、公民の給与差が拡大する50歳台の給与抑制は必要である。
- ・このため、55歳を超える行政職給料表6級相当（課長級）以上の職員については、国に準拠し、給料月額、管理職手当等について△1.5%の減額支給を行う。
- ・昇格制度についても、国に準拠し、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとする。

### (2) 給料表等

- ・55歳を超える職員（行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当分の間、その者が55歳に達した年度の翌年度から、当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を当該給料月額から減ずることとする。ただし、これによると支給する給料月額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該最低の号給の給料月額まで減ずることとする。
- ・この措置を受ける職員に支給する地域手当、期末手当・勤勉手当及び退職者の給与等については、給料月額の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。また、管理職手当についても、同様とする。
- ・昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、人事委員会規則で定める昇格時号給対応表の見直しを行うこととする。行政職給料表の場合、3級以上の職務の級への昇格における号給決定に当たり、昇格前の職務の級の高位の号給から昇格する場合には現行より下位の号給となるよう改正する。他の給料表についても、同様の観点から改正を行う。

### (3) 実施時期

- ・平成26年4月1日から実施する。

### 3 管理職員の給与の在り方について

#### (1) 給与改定の考え方

- ・行政職給料表5級相当（課長補佐級）と同6級相当（課長級）との間で昇任・昇格しても給料月額が十分に上がらない現行給料表構造の是正は喫緊の課題である。
- ・一方、任命権者からは、管理職手当について、より実態に則したのに見直すべきとの課題認識も示されているところでもある。
- ・このため、行政職給料表5級相当と同6級相当の間にある給料表構造上の歪みの是正と併せ、管理職手当も含めて管理職員の給与を一体的に見直すことが適当であると判断した。

#### (2) 給料表等

- ・管理職手当について、管理職員が占める職の職務内容や職責の重さ、困難性等に応じてより実態に則したものとなるよう人事委員会規則で定める管理職手当の区分、管理職手当の月額の見直しを行うこととする。
- ・現行の給料表構造（行政職5級（課長補佐級）相当と同6級（課長級）相当部分）について、この管理職手当の見直しにより生じる制度改正原資とともに、上記2の高齢層に対する減額支給措置により生じる給与原資を併せて充てることにより是正（医療職給料表（1）を除く。）する。

#### (3) 実施時期

- ・平成26年4月1日から実施する。

### ◎給与制度等の見直し

#### 1 公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直しについて

- ・これまでの本委員会の報告の中で、人事院の官民比較における対応関係の見直しの検討状況を注視し、かつ、職員団体及び任命権者の意見も聴きながら、引き続き慎重に検討していくことを述べてきたところである。
- ・平成25年人事院給与報告においても、官民比較における対応関係の見直しは成案となっていないことから、本委員会としては、現行の役職対応関係は変更しないで公民の給与較差を算定することとし、引き続き人事院の検討状況を注視すると共に、職員団体及び任命権者の意見も聴きながら慎重に検討していくこととした。

#### 2 教育職給料表の一本化について

- ・これまでの本委員会の報告の中で、教育委員会がより一層の主体性を持ち、課題解消に向け精力的に幅広く検討する努力をすべきことを繰り返し述べてきたところである。
- ・本委員会としては、早急に一本化すべきとの考えに変わりはないものの、教育委員会としても、一本化を図るべきとの考え方には理解を示された上で、課題解消に向けて取り組んでおられる中であるので、この教育委員会の取組を引き続き注視することとした。

#### 3 給与制度の総合的見直しについて

- ・平成18年度構造改革の実施から既に8年が経過し、その間、我が国の社会経済情勢は急激な変化を続けている中、民間の組織形態の変化への対応や、地域間及び世代間の給与配分並びに職務や勤務実績に応じた給与の在り方について一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきているとして、人事院は、平成25年の給与報告の中で、次年度以降の給与制度の新たな総合的見直しの必要性について言及したところである。
- ・人事院が見直しをすべき理由として挙げる課題については、本県としても共通すると思われるものもあることから、その検討状況を今後も注視していくこととした。

## 第2 人事管理に関する報告

### 1 仕事と家庭生活の両立支援

- ・男性の育児休業取得促進策も含めて、仕事と家庭生活の両立支援のための環境整備が進み、子育て支援制度の利用は着実に増加している。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の着実な実行のため、制度の周知、代替職員の配置、各職場における両立支援への理解促進、育児休業等を利用しやすい雰囲気醸成、職場内の相互協力体制の整備が重要である。
- ・国においては、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定について人事院が意見の申出を行った。本県においては、既に平成7年から同様の趣旨の休暇制度を設けているところであるが、地方公務員への導入を含めた今後の国の検討状況は注視していく必要がある。

### 2 時間外勤務の縮減対策

- ・時間外勤務の縮減については着実に成果をあげつつあるが、引き続き実態把握と要因分析に努めながら、業務の見直し等に取り組むことが重要である。
- ・時間外勤務縮減のためには勤務実態の正確な把握が不可欠であり、ICカード職員証など情報技術を活用した客観的な出退勤管理のためのシステムの整備を進めることが必要である。

### 3 労働災害の防止

- ・法令遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に取り組むことが必要である。
- ・日頃から職場巡回などで危険因子の発見に努め、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。
- ・衛生委員会は、法的義務の有無に関わらず設置、開催することが望ましく、各任命権者において今後ともより一層積極的な取組が行われる事を期待する。

### 4 職員の健康保持

- ・長期療養者に占める精神疾患の割合は依然高く、メンタルヘルス対策への取組は不可欠。引き続き、職員のストレスチェック等のメンタルヘルス対策に力を注ぐことが必要であり、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援も重要である。
- ・精神疾患については予防的な取組が重要であり、相談しやすい環境の整備を行い早期発見に努めるとともに、職場復帰に向けては、復職後も含めて職場全体による支援体制の充実が必要である。

### 5 良好で働きやすい職場環境の確保

- ・職場全体の士気や業務効率等の観点から、重要な課題である。
- ・各任命権者において、研修等の充実、実態や課題のより客観的かつ公正・的確な把握、防止委員会の設置などの体制づくり等の実効性のある取組を行うよう、改善、充実に努めていく必要がある。
- ・管理職員にあっては、職員が相互に信頼し認め合い、業務についてやりがいを持って

意欲的に取り組むことができることを念頭におきながら、職場環境を良好に保つよう努めることが重要である。

## 6 高齢期の雇用問題

- ・国家公務員においては、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、定年退職する職員が希望する場合には、任命権者は再任用を行うこととされ、平成25年人事院給与報告においては、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、段階的な定年の引き上げも含め再検討が行われる必要があるとの認識が示されるとともに、再任用職員の給与水準については、年金無受給者に係る個別調査が可能となる平成26年度の職種別民間給与実態調査により、実態を把握した上で検討を進めるとの報告が行われた。
- ・地方公務員についても、平成25年3月の総務副大臣通知により、年金支給開始年齢に達するまで、希望する職員を再任用することとされ、今後、国において雇用と年金の在り方について制度を改めて検討することとされた。
- ・本委員会としても、同調査により県内民間事業所の給与実態を把握するなどして再任用職員の適切な給与水準を検討していくとともに、任命権者においては、本県の実情及び各任命権者の人事管理の状況を十分考慮した上で、国の動向を注視しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう早急に具体的な取組を行う必要がある。

## 7 非常勤職員等の勤務条件及び障がい者の雇用

- ・臨時的任用職員・非常勤職員の勤務条件については、引き続き、能力等が十分に発揮できるように、任用根拠に留意した上で、職務給の原則を踏まえ、整備・改善を行うことが重要である。
- ・障がい者の雇用については様々な取組が行われているところであるが、平成25年4月1日から法定雇用率が引き上げられたことも踏まえ、各任命権者において、雇用を一層促進するための諸課題について、引き続き検討を行い、更なる具体策を講じていく必要がある。

## 8 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・職員の能力・実績を的確に評価し、これに基づき公正に処遇に反映していくことが重要であることから、職員の人事配置及び昇任管理等に当たっては、職員の能力・適性に基づく公正な人事運用を進めることが肝要になる。
- ・人事評価制度は、職員の任免、給与などの処遇を決定する根拠となる重要な仕組みである。制度や評価そのものに対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、的確性・納得性を向上させる必要がある。
- ・任命権者においては、実態を把握し、必要に応じ適切な制度設計及び運用のための取組を更に進める必要がある。

## II 勧告の概要

### (1) 給料表

- ・給料表を別記第1のとおり改定すること。(別記第1略)
- ・これに伴い、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年鳥取県条例第41号)附則第2項に規定する額についても、新たに行政職給料表備考欄において乗じることとする率に合わせて同様の改定を行うこと。

### (2) 55歳を超える職員の給料月額減額支給等

ア 当分の間、55歳を超える職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。)に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額(その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額)を減ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5級
公安職給料表	6級
教育職給料表(1)	3級
教育職給料表(2)	3級
研究職給料表	3級
医療職給料表(2)	5級
医療職給料表(3)	5級
海事職給料表	4級

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。へき地手当の支給に当たっても、同様とすること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準ずること。

### 2 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の改正

- ・給料表を別記第2のとおり改定すること。(別記第2略)

### 3 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の改正

- ・給料表を別記第3のとおり改定すること。(別記第3略)

### 4 改定の実施時期

- ・この改定は、平成26年4月1日から実施すること。

## III 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、平成25年11月議会において、県給与条例等の改正が行われ、当該勧告どおりに条例改正が行われた。

#### 四 平成25年度支払監理の実施状況

任命権者	所 属 名	支払監理の主な目的
知事部局	国際観光推進課 中部総合事務所県土整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外勤務の事前申請等の状況の把握</li> <li>・ 時間外勤務の業務内容</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
教育委員会	鳥取中央育英高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間（開始時間・終了時間）の把握状況・方法の把握</li> <li>・ 時間外勤務命令・実績確認の状況の把握</li> </ul>
警察本部	警務課 浜村警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外勤務手当の支給の状況の把握</li> <li>・ 時間外勤務の要因・縮減策の把握</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
計	5 所属	

### 第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

#### 一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第5項及び第6項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

#### 二 勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年発鳥人委57号）及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年発鳥人委58号）の改正を行った。

項目	内容	施行期日	備考
障害者自立支援法等の改正に伴う所要の改正	障害者自立支援法等の改正に伴う所要の改正を行った。	平成26. 3. 17	通知の改正

### 三 職務に専念する義務の特例

#### (1) 職務に専念する義務の特例に関する規則等の改正

以下のとおり、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）及び職員の職務に専念する義務の免除に係る包括承認事項を改正した。

項目	内容	施行期日	備考
講演・講義・審査等に関する職務専念義務の免除に係る運用を限定・明確化するための規定の整備	・範囲が不明確であった対象団体について、公的、公益的活動を行う団体に限定した。 ・職務関連性を明記した。	平成25. 8. 30	規則の改正
教職員が大会等の役員、審判、審査員として参加する場合を包括承認事項として規定	現行運用の明確化のため、教職員が大会等に役員、審判、審査員として参加する場合、職務に関連のあるものは認める（規定新設）。	平成25. 8. 30	包括承認事項の改正
東日本大震災の復旧作業に係る規定を廃止	東日本大震災から2年以上が経過し、規定の必要性が低くなっていることから廃止した。		

※県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）及び県費負担教職員の特別休暇に係る包括承認事項について同様の改正を行った。

#### (2) 職務に専念する義務の特例に係る人事委員会の承認

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成25年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第17回フィンスイミング世界選手権大会に日本代表として出場する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	平成25. 7. 16
職員が第22回夏季デフリンピックに日本代表として出場する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	平成25. 7. 16

### 四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。平成25年度承認事例なし。

## 第4章 職員の福祉及び利益の保護

### 一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度を規定している。

### 二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安心して職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

### 三 勤務条件に関する措置要求

#### 1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

#### 2 措置要求事案の取扱状況

平成25年度においては、前年度からの係属事案は1件、新規要求事案は0件、年度中処理事案は1件、年度末の未処理事案は0件となっている。

平成25年度中処理事案

事 案 名	措置要求者	当局	措置要求の内容	判定	受理（受付）年月日
	審 理 方 法				判定（通知）年月日
平成24年（措） 第1号事案	A	B	勤勉手当成績率の是 正	棄却	平成24年9月14日
	書面審理				平成26年1月17日

#### 四 不利益処分に関する不服申立て

##### 1 不服申立ての意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に不服申立てを行うことができ、これを受けて人事委員会は、この不服申立てについて審査し、判定を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

##### 2 不服申立事案の取扱状況

平成25年度においては、前年度からの係属事案は0件、及び新規要求事案は1件、年度中の処理事案0件で、年度末の未処理事案は1件となっている。

#### 五 職員からの苦情処理

##### 1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

##### 2 苦情申出事案の取扱状況

平成25年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案1件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

平成25年度中処理事案

事案名	申出人	申出の内容	処理結果	受付年月日
	受付方法			処理年月日
平成25年 - 1号	A	・ 勤勉手当の成績評価に関する不満 ・ 職場環境に関する不満	関係者への 聞取及び助 言	平成25年7月8日
	面談			平成25年7月26日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

## 第5章 職員団体

### 一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第52条第1項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

### 二 職員団体の登録

#### 1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第53条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

- ① 職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。
- ③ 職員団体の役員の在籍専従が認められること。

#### 2 登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校 教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

### 3 平成25年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		0 件
変 更 登 録	役員変更	3 件
	規約変更	0 件
合 計		3 件

### 三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
平成26.3.31	11	組織改正及び職の新設・改廃に伴い、所要の改正を行った。

## 第6章 労働基準監督

### 一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（同法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

### 二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

#### 1 人事委員会が職権を行使する機関

(平成26年3月31日現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究・調査	55	職員人材開発センター 衛生環境研究所 農業大学校 農林総合研究所（企画総務部を除く。） 保育専門学院 看護専門学校 消防学校 産業人材育成センター 水産試験場 栽培漁業センター 鳥取賀露かっこ館 教育センター 青年の家 少年自然の家 むきばんだ史跡公園 埋蔵文化財センター 県立高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） 聾学校 養護学校 高等特別支援学校 警察学校
別表第1以外	上記以外の機関	66	議会事務局 知事部局本庁（職員人材開発センター、衛生環境研究所、農業大学校及び農林総合研究所（（企画総務部を除く）を除く。） 東京本部 関西本部 名古屋代表部 砂丘事務所 消費生活センター 全国植樹祭課 農林総合研究所企画総務部 取締船 消防防災航空センター 公文書館 総合事務所地域振興局 県税事務所 生活環境事務所 工事検査事務所 福祉相談センター 児童相談所 婦人相談所 交通事故相談所 男女共同参画センター 農林事務所 病虫害防除所 境港水産事務所 鳥取空港管理事務所 教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部 自動車警ら隊 自動車運転免許試験場 警察署
合 計		121	

## 2 労働基準監督署長が職権を行使する機関

(平成26年3月31日現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機関の名称
第1号	製造・加工	2	企業局東部事務所 企業局西部事務所
第3号	土木・建築	5	県土整備事務所及び総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	17	福祉保健事務所及び総合事務所福祉保健局 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター 鳥取療育園 中部療育園 病院 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 寄宿舍
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局 病院局総務課
合計		26	

## 三 労働基準監督の職権の内容

### 1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第18条第2項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第19条第2項及び第20条第3項）
- ・一斉休憩除外許可（労働基準法第34条第2項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第36条第1項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第41条第3号）
- ・その他の業務

### 2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第88条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第10条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第38条、ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第52条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第12条第1項及び労働安全衛生規則第7条第2項等）
- ・その他の業務

#### 四 平成25年度の取組状況

##### 1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	56
解雇予告の除外認定	6
宿直又は日直勤務許可	1
貯蓄金管理に関する届の受理	—
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	29
労働者死傷病報告の受理	1
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	—
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	—
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	—
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	47
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	38
合 計	178

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和51年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

## 2 その他

- (1) 本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結している県の機関・55事業場のうちから抽出した12事業場に対して、勤務時間管理の実態調査（付帯調査）を実施した。

その結果、36協定に違反し、若しくは労働基準法による目安時間を超過して時間外勤務を職員に行わせていた事業所又は職員の退庁時間と勤務時間の乖離が見受けられた事業所計5事業場に対して、36協定の遵守又は時間外勤務の縮減及び退庁時間の乖離の解消を求める指導等を行い、併せて当該事業場から改善内容の報告を求めた。

- (2) 危険な機械、有害な薬品等を取り扱う事業場で、労働安全衛生法その他の関係法令の遵守について疑義のある3事業場に対し、その取扱業務に関して必要な報告・届出等の手続、定期自主点検・作業環境測定・健康診断等の必要な対応がなされているかどうか調査した。

五 平成25年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第1種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	1基	1基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	—	1基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	—	1基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	—	2基
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北3丁目250	—	2基
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋堀廻り343	1基	—
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	1基	—
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	1基	—
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2基	—
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1基	—
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	—	1基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1基	1基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1基	—
合計	15事業所	9基	11基

## 第7章 公平委員会の事務の受託

### 一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

### 二 受託団体

#### 1 町 村

(平成26年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富675-1	昭和29. 10. 1
若桜町	八頭郡若桜町若桜801-5	昭和40. 4. 1
智頭町	八頭郡智頭町智頭2072-1	昭和40. 4. 1
八頭町	八頭郡八頭町郡家493	平成17. 3. 31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬999-2	昭和29. 10. 1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留19-1	平成16. 10. 1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万591-2	平成16. 9. 1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿423-1	平成17. 10. 1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津872-15	昭和36. 1. 10
大山町	西伯郡大山町御来屋328	平成17. 3. 28
南部町	西伯郡南部町法勝寺377-1	平成16. 10. 1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長37-3	平成17. 1. 1
日南町	日野郡日南町霞800	昭和40. 8. 1
日野町	日野郡日野町根雨101	昭和40. 8. 1
江府町	日野郡江府町江尾475	昭和40. 8. 1
合 計	15 団 体	

## 2 一部事務組合

(平成26年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215 (みなとさかい交流館内)	昭和33. 4. 1
鳥取県町村職員退職手当組合	鳥取市東町1丁目271 (県町村会内)	昭和37. 7. 1
鳥取県町村消防災害補償組合	鳥取市東町1丁目271 (県町村会内)	昭和37. 7. 1
米子市日吉津村中学校組合	米子市加茂町1丁目1 (米子市役所内)	昭和37.10. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町18-2	昭和47.11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原1129-1 (米子市淀江支所内)	昭和47.11. 1
八頭環境施設組合	鳥取市河原町渡一木277 (鳥取市河原町総合支所内)	昭和49.10.29
日野病院組合	日野郡日野町野田332 (日野病院内)	平成 8. 7.15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾475 (江府町役場内)	昭和42. 1. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	昭和55. 4. 1
合 計	10 団 体	

## 3 広域連合

(平成26年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下112 (北栄町役場北条庁舎内)	平成10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	平成11.10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島500 (湯梨浜町役場東郷庁舎内)	平成19.12.20
合 計	3 団 体	

## 三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している (地方公務員法第8条第2項)。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査

#### 四 受託事務の取扱状況

##### 1 措置要求事案の取扱状況

平成25年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

##### 2 不服申立事案の取扱状況

平成25年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

##### 3 苦情申出事案の取扱状況

平成25年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案1件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

平成25年度中処理事案

事案名	申出人	申出の内容	処理結果	受付年月日
	受付方法			処理年月日
平成26年 - 1号	A	職場環境に関する不満	関係者への 聞取及び助 言	平成26年1月8日
	面談			平成26年1月24日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

#### 4 職員団体の登録状況

##### (1) 職員団体の登録状況

(平成26年3月31日現在)

登録 番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体 ・連合体 の別	登録 年月日	法人格 の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾475 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無

27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45. 1. 16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57. 2. 6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57. 10. 29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61. 3. 24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-1	単位団体	昭和 63. 12. 27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2. 10. 26	無
40	南部自治体職員労働組合	西伯郡南部町福成997-29	単位団体	平成 15. 3. 5	無
41	八頭町図書館司書職員労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22. 1. 19	無
42	あやめ職員労働組合	日野郡江府町武庫475	単位団体	平成 25. 10. 7	無
43	琴浦町臨時・パート職員労働組合	東伯郡琴浦町浦安309	単位団体	平成 26. 2. 27	無

(2) 平成25年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新規登録		2
変更登録	役員変更	16
	規約変更	5
解散届		0
合 計		23

5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

平成25年度に当該認証を行った例はない。

6 管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第31号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

平成25年度の人事委員会規則の改正は4件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(平成26年4月1日現在)

職名	氏名	任期	左のうち委員長任期
委員長	曾我 紀厚	1期目 平成 19. 7. 1～21. 10. 20 2期目 平成 21. 10. 21～25. 10. 20 3期目 平成 25. 10. 21～29. 10. 20	1期目 平成 20. 8. 17～21. 8. 16 2期目 平成 21. 8. 17～22. 8. 16 3期目 平成 22. 8. 19～23. 8. 18 4期目 平成 23. 8. 26～24. 8. 25 5期目 平成 24. 8. 27～25. 8. 26 6期目 平成 25. 8. 27～26. 8. 26
委員	中原 都	1期目 平成 22. 7. 19～26. 7. 18	
委員	荒濱健太郎	1期目 平成 23. 7. 23～27. 7. 22	

2 事務局職員

職名	氏名	就任年月日	
事務局 局長	三王寺 由道	平成26年4月1日	
次長 (兼任用課長)	稲田 将	平成25年4月1日	
任用課	(課長)	稲田 将	平成25年4月1日
	係長	有岡 博己	平成26年4月1日
	係長	向井 京子	平成25年4月1日
	主事	太田 裕恵	平成23年4月1日
	主事	岡垣 結子	平成26年4月1日
給与課	課長	武田 尚也	平成24年4月1日
	係長	吉野 一朗	平成26年4月1日
	係長	河村 淳	平成25年4月1日
	係長	玉野 明子	平成26年4月1日
	主事	高橋 和子	平成25年4月1日
主事	村上 恵子	平成26年4月1日	

転出職員

職名	氏名	転出年月日	転出先
事務局 局長	森谷 邦彦	平成26年4月1日	文化観光スポーツ局 局長
給与課 課長	新高 謙一	平成26年4月1日	行財政改革局人事企画課 課長補佐
任用課 係長	遠藤 公亮	平成26年4月1日	地域振興局地域振興課 係長
給与課 主事	櫻木 雄介	平成26年4月1日	文化観光スポーツ局 交流推進課 主事